

「地域未来投資促進法」について

**地域経済牽引事業の促進による
地域の成長発展の基盤強化に関する法律
(平成29年6月2日公布、7月31日施行)**

**平成29年10月
かすみがうら市
地方創生・事業推進担当**

1. 地域で生まれつつある新たな経済成長の動き

- 観光・航空機部品など地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組が登場しつつある。こうした取組（「**地域未来投資**」）が全国津々浦々で活発になることで、地域経済における稼ぐ力の好循環の実現が期待される。

<「地域未来投資」が行われている成長分野の例>

成長ものづくり

- 医療機器
- 航空機部品
- バイオ・新素材



航空機市場の成長予測：
国内生産額1.8兆円（2015年）
⇒ 3兆円超（2030年）

農林水産・地域商社

- 農林水産品の海外市場獲得
- 地域産品のブランド化



6次産業化市場の成長予測：
10兆円（2020年）

第4次産業革命関連

- IoT、AI、ビッグデータを活用
- IT産業の集積を地方に構築
- データ利活用による課題解決・高収益化



第4次産業革命関連の成長予測：
付加価値額 30兆円（2020年）

観光・スポーツ・文化・まちづくり

- 民間のノウハウを活用したスタジアム・アリーナ整備
- 訪日観光客の消費喚起
- 文化財の活用



スポーツ国内市場の成長予測：
5.5兆円（2015年） ⇒ 15兆円（2025年）

環境・エネルギー

- 環境ビジネス
- 省エネルギー
- 再生可能エネルギー



環境・エネルギーの成長予測：
エネルギー関連投資：28兆円（2030年）

ヘルスケア・教育サービス

- ロボット介護機器開発
- 健康管理サポートサービス
- 専門職の専修学校整備



健康医療関連国内市場の成長予測：
16兆円（2015年） ⇒ 26兆円（2020年）

<「地域未来投資」の特徴>

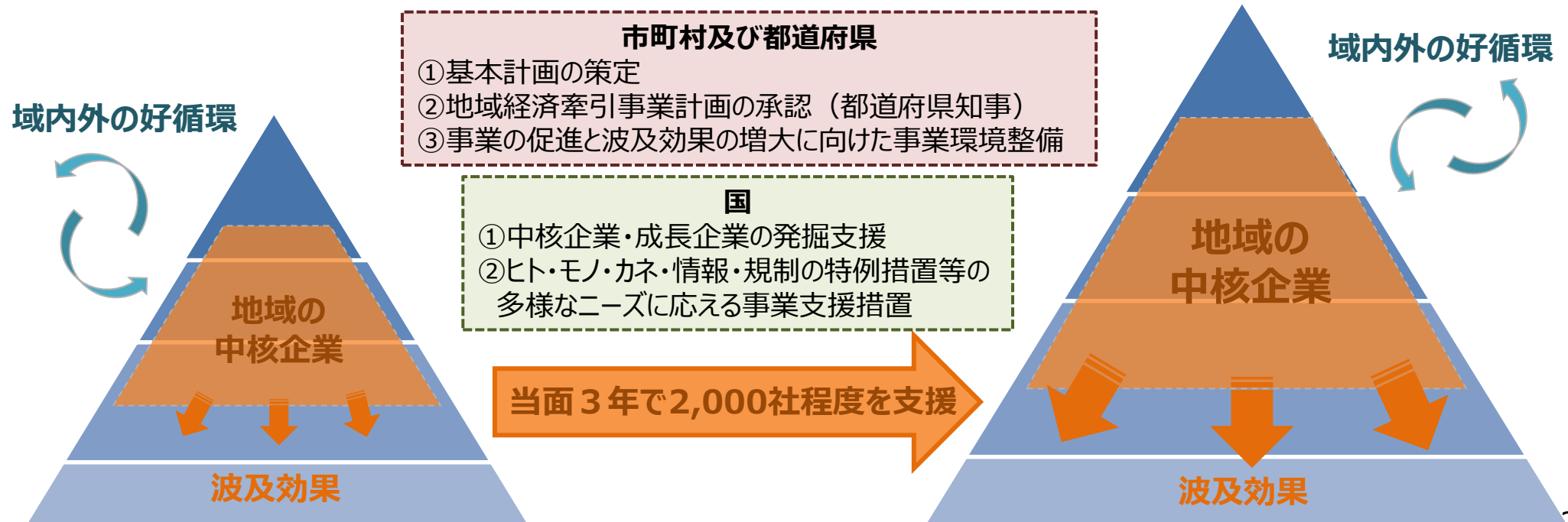
- (1) 将来の市場規模拡大が見込まれる成長分野への投資
- (2) 地域におけるリーダーシップと地元の産官学金との連携
- (3) 明確なビジネス戦略とスピード感のある経営資源の集中投入

担い手として
地域の中核企業が
重要な存在

2. 地域未来投資促進法のねらい

- 地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業（「地域経済牽引事業」）を促進する。
- 具体的には、①地域経済牽引事業の担い手候補2,000社程度を抽出・公表して情報提供を行うとともに、②都道府県知事が承認した地域経済牽引事業に対して国から集中的に支援を行う。
- 3年で2,000社程度を支援し、投資額を1兆円、GDPを5兆円増大させることを目指す。

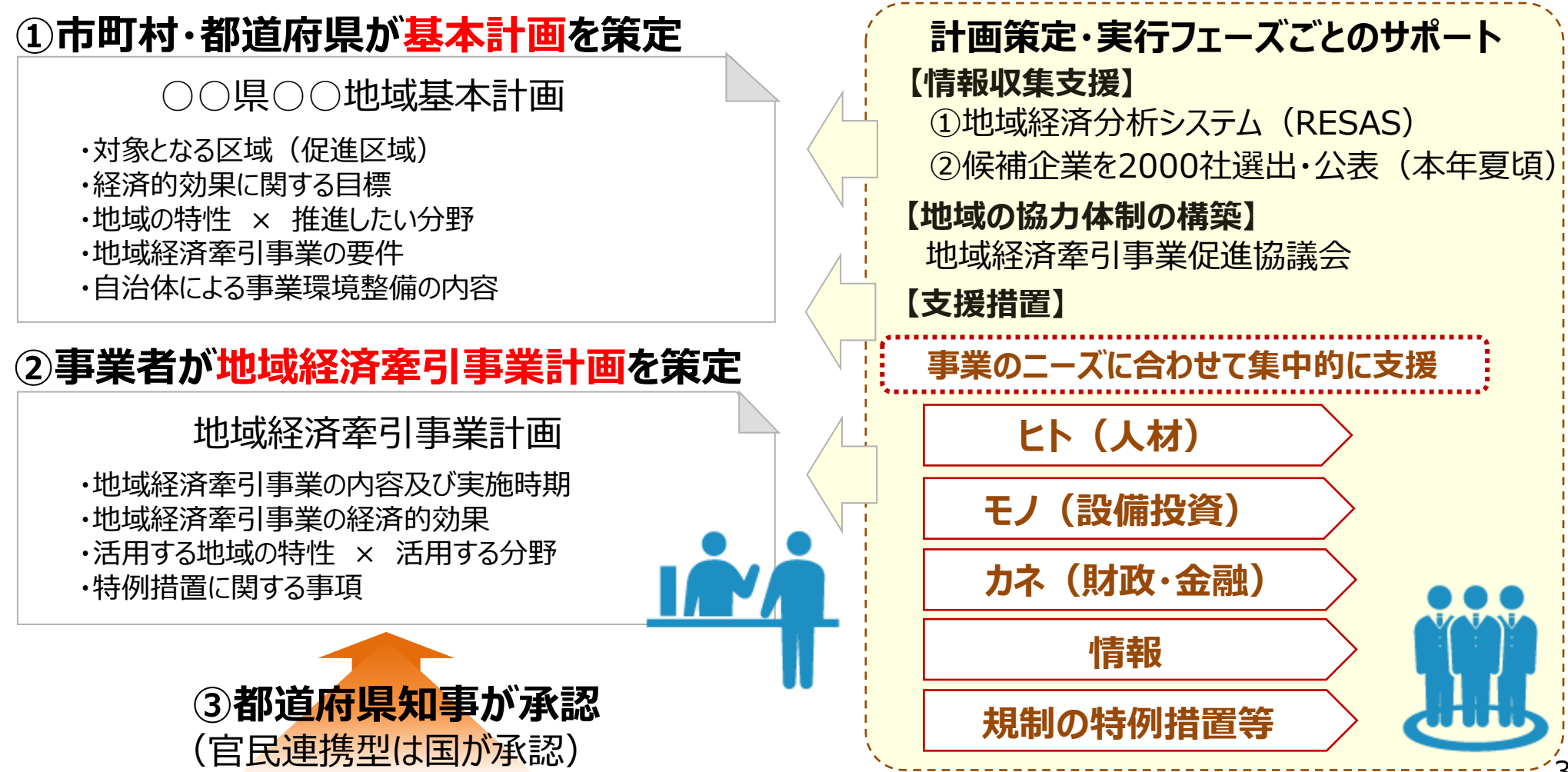
<地域経済牽引事業の促進による地域経済の成長イメージ>



3. 地域未来投資促進法の基本スキーム

(経済産業省資料より)

- 国の基本方針に基づき、市町村及び都道府県は基本計画を策定し、国が同意。
- 事業者は、地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県知事が承認。
- 国は、地方公共団体及び地域経済牽引事業者を支援。



4. 主な支援措置

① 人材に関する支援措置

○海外市場展開等の専門人材による人的支援

- ・地域中核企業創出・支援事業（29年度予算25.0億円）
⇒地域の企業の国際市場展開に向けた専門家による全国的な支援ネットワークの構築

② 設備投資に関する支援措置

○課税の特例

- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置
⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除
⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除

○地方税の減免に伴う補てん措置

- ・固定資産税等を減免した地方公共団体に減収補てん

③ 財政・金融面の支援措置

○地域経済牽引事業に対する補助等

- ・地方創生推進交付金（29年度予算1,000億円）の活用
⇒地域未来投資促進法の承認を受けた計画については、内閣府と連携し、重点的に支援
- ・省エネ補助金（29年度予算672.6億円）、サポイン補助金（29年度予算130.0億円）の活用

○リスクマナーの供給促進

- ・地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設

④ 情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

- ・地域経済分析システム（RESAS）等を活用

○IT活用に関する知見の支援

- ・情報処理推進機構（IPA）による協力業務

⑤ 規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

- ・工場立地法の緑地面積率の緩和
- ・補助金等適正化法の対象となる財産の処分の制限に係る承認手続の簡素化
- ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

- 事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

5. かすみがうら市における基本計画の概要

計画のポイント

筑波山系と霞ヶ浦の自然が育む多様な地域資源を活用した「観光」「6次産業化・農商工連携」関連事業を創出し、地域経済循環を促進。

- 関連施設の整備等による、観光果樹園・歴史文化遺産等の観光資源やサイクリングコース・水辺の環境等のスポーツ資源を活かした事業の創出
- 市内企業の生産設備投資・研究開発への支援による、地産農水産物を活かした様々な製品づくりの促進
- 地域商社機能を有する市内企業への事業支援を通じた、地産農水産物・加工品の販路拡大の推進

促進区域

茨城県かすみがうら市

経済的効果の目標

1件あたり平均70百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を8件創出し、これらの事業が促進区域で1.28倍の波及効果を与え、促進区域で720百万円の付加価値を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること（①～③のいずれか）】

- ①筑波山地域ジオパーク、観光果樹園、伝統漁法「帆引き網漁」等の観光資源を活用した観光
- ②「つくば霞ヶ浦りんりんロード」や歩崎公園周辺の水辺の環境等のスポーツ資源を活用した観光・スポーツ
- ③梨や栗、米、レンコン、ワカサギやシラウオ等の農水産品を活用した6次産業化・農商工連携、地域商社

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分：5,092万円超

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 取引額：7%増加 ●雇用者数：20%又は2人増加
- 売上げ：7%増加 ●雇用者給与等支給額：5%増加

制度・事業環境の整備

- ・市創業支援事業補助制度の拡充、地方創生推進交付金の活用
- ・県及び市によるオープンデータ化の推進、事業者からの事業環境整備の提案への対応
- ・広域連携の推進、産学官連携の推進

地域経済牽引支援機関

かすみがうら創業支援ネットワーク、茨城県農業総合センター・茨城県工業技術センター、株式会社つくば研究支援センター

計画期間

計画同意の日から平成34年度末日まで

《促進区域図》



《市指定無形民俗文化財の伝統漁法「帆引き網漁」》

